

埼玉アートプラットフォーム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県内で文化芸術活動を行うアーティストとその活動を活用したい事業者、企業、学校、社会福祉施設及び地域団体等（以下「事業者等」という）の情報を埼玉県ホームページに集め、発信し、マッチングするための埼玉アートプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の運営に必要な事項を定める。

2 プラットフォームに収集、発信する情報は登録制により行うものとし、誰もが自由にアクセスでき、様々な人が文化芸術に触れて、いきいきと暮していくために活用されるものとする。

(対象)

第2条 プラットフォームに登録することができるアーティスト及び事業者等は、それぞれ以下の条件を満たした者を対象とする。

(1) アーティスト

- ア 埼玉県にゆかり（出身、在住、在勤又は活動の拠点が県内にある若しくは今後県内で活動をする意向がある者）があり、県内で文化芸術活動を行うことができる個人又は団体（民間企業を除く。）であること
- イ 特定の政治又は宗教的目的を持った活動を行わないこと
- ウ 法令・公序良俗に反する活動を行わないこと
- エ 暴力団及びこれに準じる団体に関わる活動を行わないこと
- オ その他、県が不適切であると認める活動を行わないこと

(2) 事業者等

- ア 県内でアーティストを活用した事業を行いたい団体であること
- イ 特定の政治又は宗教的目的を持った事業を行わないこと
- ウ 法令・公序良俗に反する事業を行わないこと
- エ 暴力団及びこれに準じる団体に関わる事業を行わないこと
- オ その他、県が不適切であると認める事業を行わないこと

(登録内容)

第3条 プラットフォームに登録できる内容は、アーティスト及び事業者等それぞれ次のとおりとする。

(1) アーティスト

自身のプロフィール、作品の紹介及び事業所等が企画するイベント等のできること等

(2) 事業者等

自身で企画するイベント等の内容及びアーティストに依頼したい内容等

(登録方法)

第4条 プラットフォームに登録を希望するアーティスト及び事業者等は、それぞれ様式1「埼玉アートプラットフォーム登録書（アーティスト用）」又は様式2「埼玉アートプラットフォーム登録書（事業者等用）」に必要事項を記入の上、県に電子メールで提出する。

(登録情報の公開)

第5条 アーティスト及び事業者等の登録情報は、公開の同意があった範囲内で埼玉県ホームページで公開する。

(登録内容の変更)

第6条 アーティスト及び事業者等は、登録を取消又は内容に変更が生じた場合、速やかにその旨を県に届け出る。

(登録期間)

第7条 アーティストの登録期間は、登録日から翌年度の3月31日までとする。ただし、登録期間満了までに更新希望があった場合は、2年度ずつ延長することができる。

2 事業者等の登録期間は、登録日から事業終了日までとする。

3 県は、第2条に該当しなくなった場合及び前2項の期間が満了した場合、登録を取り消す。

(事業実施の連絡・依頼等)

第8条 プラットフォームを活用した事業実施の連絡・依頼等は、アーティスト及び事業者等が直接行う。

2 プラットフォームの活用等に関してトラブルが発生した場合は、アーティスト及び事業者等の両者が話し合いにより解決するものとする。

3 事業実施に関するアーティストへの報酬及び交通費等が発生する場合は、アーティスト及び事業者等の間で決定し、事業者等がアーティストへ直接支払う。

(事業の実施報告)

第9条 プラットフォームを活用して事業を実施した場合、アーティストが実施内容、日時及び場所を事業実施後1か月以内に県に報告する。事業者等からの登録がない

イベント等で直接、事業者等から活動依頼があり事業を実施した場合も同様とする。

2 県は必要に応じて事業実施の状況をアーティスト又は事業者等に確認することができる。

(個人情報保護)

第 10 条 県はプラットフォームに登録された個人情報を目的以外で使用しない。

2 アーティスト及び事業者等は、事業の連絡・依頼等で知り得た個人情報を本人の承諾なしに使用することはできない。

(委任)

第 11 条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年 12 月 20 日から施行する。